

学校教育法 新旧対照表（抄）

令和元年法 11 号（令 2・4・1 施行）・法 37 号（令 1・12・14 施行）

※下線部は改正箇所

改正後	現 行
<p>第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 (削除)</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>(3) 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>第 88 条の 2 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第 108 条第 4 項に規定する目的をその目的とする大学（第 104 条第 5 項及び第 6 項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。</p> <p>第 109 条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第 5 項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前 2 項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前 2 項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行</p>	<p>第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(3) 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者</p> <p>(4) 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者</p> <p>(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>第 88 条の 2 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第 108 条第 4 項に規定する目的をその目的とする大学（第 104 条第 5 項及び第 6 項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第 109 条第 3 項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。</p> <p>第 109 条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前 2 項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前 2 項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行</p>

改正後	現 行
<p>うものとする。</p> <p>5 <u>第2項及び第3項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第2項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第3項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第7項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</u></p> <p>6 <u>大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</u></p> <p>7 <u>文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</u></p>	<p>のとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>